

無 利 息 型 普 通 預 金
(決済用普通預金)

適用日：2022年 10月 1日

1 . 商品名 (愛称)	・無利息型普通預金 (決済用普通預金)
2 . 販売対象	・法人、個人
3 . 期 間	・特に期間の定めはありません
4 . 預入 (受入) (1) 預入 (受入) 方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預け入れできます ・ 1 円以上 ・ 1 円単位
5 . 払戻 (受取) 方法	・随時払戻しができます
6 . 中途解約の取扱い	・定めはありません
7 . 利息	・利息は付きません
8 . 手数料	・口座手数料は一切かかりません ・キャッシュカードによる支払等の場合には、カード規定に定める手数料を徴求することがあります
9 . 未利用口座管理手数料 (1) 対象口座 (2) 手数料 (3) 自動解約	<p>以下①～④のすべてを満たす普通預金口座を対象といたします。</p> <p>① 最後のお預入れまたは払戻し (普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。) から 2 年以上、一度もお預入れまたは払戻しが無い普通預金口座であること。 * 盗難、紛失などによりご利用が停止されている口座も対象となります。</p> <p>② 該当の普通預金口座の残高が、1 万円未満であること。</p> <p>③ 同一支店で他に定期性預金、投資信託、国債等の預かり金融資産のお取引が無いこと。</p> <p>④ 同一支店でお借入れが無いこと。</p> <p>・口座が対象口座となった場合、事前に文書にて届出の住所にご案内いたします※1。</p> <p>・事前通知後、一定期間 (約3か月) 経過後もお取引がない場合に、年間 1,320円 (消費税込) を当該口座から引落しいたします。 ※ お支払いいただいた未利用口座管理手数料はご返却いたしません。</p> <p>・口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、口座残高を以て未利用口座管理手数料とし、同口座を解約いたします※2。 ※ 解約させていただいた口座の再利用はできません。</p> <p>・口座残高以上の負担および自動解約した後の手続きはございません。</p> <p>※1 「ご案内」が延着または到達しなかった場合でも、通常到達したものとみなします。</p> <p>※2 対象の口座をお持ちのお客さまには、お取引状況をお知らせした上で、一定期間 (約 3 か月) 経過後に、年間 1,320円 (消費税込) の手数料をいただき、残高が同手数料に満たなくなった場合には普通預金口座を解約させていただくものです。</p>

<p>10 . 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話:0800-080-5100)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話:03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）－もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
<p>11 . その他参考となるべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金は預金保険制度による保護対象となり、全額保護されます ・切替の場合、現在ご利用中の口座番号は変更しません ・決済用普通預金は、現行の普通預金に変更することはできません また、現行の普通預金を決済用普通預金に変更した後、再度、現行の普通預金に戻すこともできません

(無利息型普通預金)